

平成26年11月4日

職 員 各 位

八幡市長 堀 口 文 昭

平成27年度予算編成方針について

標記の件について、八幡市財務規則第5条の規定に基づき、平成27年度の予算編成は、次のとおり作成するよう通知する。

1 本市を取り巻く社会経済動向と今後の見通し

(1) 社会経済と国予算の動向

内閣府の月例経済報告（平成26年10月）によると、我が国の経済は、緊急経済政策等により、景気に弱さがみられるものの、回復基調が続いているとされている。また、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要の反動も徐々に緩和してきているが、動きに足踏みがみられ、今後は、各種政策の効果により、緩やかに回復していくことが期待されている。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクには留意する必要がある。

国の財政状況は、人口の減少、高齢化率の上昇等を要因とした歳入歳出の不均衡に加え、恒常的な歳出が増加している。また、東日本大震災を始めとした昨今の大規模な自然災害への対応により財政赤字が継続しており、非常に厳しい状況が続いている。今後は一連の経済政策による景気の回復を基に、経済成長を通じた税収の増加等を実現させ、また、聖域なき歳出削減により財政健全化を促し、経済再生を一段と進展させるという好循環を目指すとされている。

国の平成27年度予算については「中期財政計画」に沿って、平成26年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされている。また、消費税率を平成27年10月に10パーセントまで引き上げることを本年中に決定することとされているが、いずれにしても地方創生に向けた新たな経済対策を講じられることが予測されることから、地方自治体の財政運営に大きな影響を及ぼす国の動向を十分注視しなければならない。

(2) 本市の財政状況と今後の財政見通し

本市は、これまでの数次に亘る行財政改革の推進により、財政状況は年々改善してきている。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率も健全性を示しているが、単年度における財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成25年度決算では94.0パーセントと持続可能で健全な財政運営を進めていくには、まだまだ安堵できる状態ではない。そのことから、平成27年度からスタートする第6次行財政改革までの間、平成26年度の予算編成に際しても事務事業等の削減計画を策定し、切れ目のない取組を行っている。

平成26年度の決算見通しについては、歳入の根幹である市税収入は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や雇用情勢の悪化による年間の給与水準の低下により増収が期待できない状況である。また、この少子高齢化の加速の影響は、今後、本市の財政運営を大きく左右するものである。

歳出では、退職手当の総額が依然として高い水準にあり、これは平成30年度まで継続するものと見込まれる。現在、退職手当の財源は借入金等で確保しており、借入金残高は平成26年度末で35億円に達する見込みである。また、その元金償還も平成24年度から始まり、公債費が増加傾向にある。

この退職手当の借入金は、平成27年度までの特例制度であり、それ以降は、基金もしくは税等の一般財源で賄わなければならない。今後、さらに、高齢社会が進展することにより、社会保障関係経費等の増加は必至となる。子育て支援施策、庁舎などの既存公共施設の耐震化・老朽化対策を始めとする防災・減災対策事業の促進など、今後の財政需要に備えて、基金への積み立てなど財源確保は喫緊の課題となっている。なお、この間、基金の総額が増加しているのは、本来一般財源で賄うべき退職手当を借入金で財源確保していることが主な要因である。

平成27年度については、地方交付税の総額が前年度比で5.0パーセント削減が予定されている。また、税制改革を含めた社会保障・税の一体改革への対応により財源の確保が不透明な状況にある。加えて、少子高齢化による扶助費や医療費などの社会保障関係経費の累増、防災・減災事業の促進や都市基盤の整備など、必要不可欠な施策に対応していかななければならない。さらには、

健康づくりや福祉、子育て、教育等の充実や既存公共施設の有効活用のほか、市民サービスの向上に向けた施策を推進していかなければならないことから、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しい。

平成27年度の予算編成においては、こうした状況を十分認識し、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

2 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成27年度予算編成においては、市長一期目の総仕上げ予算として、引き続き「第4次八幡市総合計画後期基本計画」に基づく市長公約の実現に向けた取組を推進するとともに、将来を見据え、将来世代に負担を強いることがないよう簡素で効率的、持続可能で健全な財政運営を構築するために、次の考え方に基づき施策を展開する。

(1) 第4次総合計画後期基本計画の着実な推進

京都府と力を合わせながら、第4次総合計画後期基本計画の実現に向け、定められた七つの基本目標、なかでも、教育、活力、安心・安全を軸とし、また、健康づくりにも力を入れ、これからのわがまち八幡づくりを進める。この総合計画に示された基本目標の実現に向け、市民と市の役割を明確にし、市民と行政の力で、新しい八幡を開花させ、市民一人ひとりが輝く、市民と協働したまちづくりをめざす。

計画の着実な推進にあたっては、計画を見つめ直し、次の基本目標に向かって取り組むこととする。

- ① 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち
- ② 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち
- ③ 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち
- ④ だれもが明るく元気に暮らせるまち
- ⑤ 人がつどい、活力あふれるまち
- ⑥ 安心して暮らせる安全で快適なまち
- ⑦ 計画の実現に向けた取組や体制の強化

(2) 行財政改革の取組

地方自治法第2条第14項に規定されている「最少の経費で最大の効果を上げる」という自治体運営の基本原則のもと、「平成26年度行財政改革取組計画」を完遂させる必要がある。現在、行財政検討審議会において、第6次行財政改革の基本方針（答申）に向けた審議が行われており、まもなく答申（案）が示されることから、当該内容を予算へ反映する。

① 市民への説明責任を果たすために、職員一人ひとりが常にコスト意識を持って、次の事項に留意しながら積極的に事業の見直しに努めること。

- ア 目的の妥当性や行政が担う必然性があるか
- イ 投入される行政資源に見合った効果が得られるか
- ウ 優先性・緊急性が認められるか

② 限られた職員での業務執行となることから、民間事業者が業として行っている業務を中心に外部委託の導入など、業務の担い手を今一度検討すること。
なお、外部委託を検討する場合は、市民サービスの水準低下をまねかないかどうかの点検を行うこと。

③ 人口減少、少子高齢化の進行を踏まえ、既存施設のあり方を見直す必要がある。施設の利用率等を点検し、統廃合をも視野に入れ、施設の有効活用方策を検討すること。

④ 国・府の動向を十分注視し、財源の確保に最大限努力すること。また、国・府の助成等が削減・縮減される事業については、事業の見直しを検討すること。特に、新たな事業を展開する場合については、必ず既存事業の見直しを行い、財源の確保に努めること。

以上のことを踏まえ、「来たい 見たい 住みたい」そんなわがまち八幡づくりを目指した予算編成となるよう全職員一丸となった取組を強く期待する。